

## 入札説明書

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 工事名

福井市安波賀町公衆トイレ建設工事

#### (2) 工事場所

福井市安波賀町14字1番 地係

#### (3) 工事期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

#### (4) 工事概要

設計図書のとおり（詳細は「5 設計図書の交付について」参照。）

#### (5) 設計額

12,000,000円（消費税および地方消費税相当分を除く。）

#### (6) 入札方式

一般競争入札（事後審査）

#### (7) 総合評価落札方式の適用の有無

無

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき定める競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

#### (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

#### (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。

#### (4) 令和7・8年度福井県競争入札参加資格者名簿（建設工事）において建築一式工事B等級またはC等級で登録されている者であること。

#### (5) 福井県福井土木事務所管内に主たる営業所を有すること。

#### (6) 平成17年度以降において、元請け（共同企業体の構成員としての実績※を含む。）として、木造の建築物の、新築等（新築、増築、改築をいい、改修を含まない）の工事の施工実績を有すること。

※甲型共同企業体としての実績（経験）は出資比率20%以上の構成員としてのもの、乙型共同企業体としての実績（経験）は各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。

#### (7) 監理技術者等（自社と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者に限る。）をこの工

事の現場に配置できること。なお、この工事を落札した場合の契約金額が4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）以上となる場合には、専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、この限りではない。

監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 工事の主たる部分の明示

工事の主たる部分は、総合的な企画、指導、調整とし、この工種は下請に付すことはできないものとする。

### 4 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出方法および提出先

(1) 提出期限

令和7年7月28日（月）16時

(2) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号5階（福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課内）

一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会事務局

電話 0776-20-0580

FAX 0776-20-0661

E-mail bunka@pref.fukui.lg.jp

(3) 提出方法

質問がある場合は、様式2による質問書に質問内容を記載し、事前に電話連絡のうえ、FAXまたはE-mailで提出すること。（E-mailの場合は、タイトルを「福井市安波賀町公衆トイレ建設工事に関する質問書」とする。）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対して書面により速やかに行うものとする。ただし、

質問および回答の内容により他の入札参加者等に公開する場合がある。

- (5) 入札説明書等に係らない事項についての質問は、令和7年7月29日（火）12時までとし、電話によるものも認める。

## 5 設計図書の交付について

令和7年8月1日（金）16時まで、4（2）の部局で写しを交付することとする。

（開庁時間のみ。メールおよび郵送での交付は不可。）

事前に電話で希望の来庁日時を連絡すること。

来庁時は、社員証や名刺等、所属が確認できるものを携帯すること。

## 6 入札参加申請書の提出方法

入札参加希望者は、入札参加申請書（様式4）を令和7年8月1日（金）16時までに4（2）の部局に提出しなければならない（郵送の場合は、提出期限必着とする。）。

## 7 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時等

### （1）入札書（様式1）の提出方法

入札日当日に持参し、提出すること。

入札書と同時に工事費内訳表を提出すること。また、代理人が入札を行う場合、委任状（様式3）を提出すること。

入札書は、封筒（以下、「入札封筒」という。）に入れて密封し、入札封筒の封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「8月4日開札〔福井市安波賀町公衆トイレ建設工事〕の入札書在中」と朱書すること。

### （2）入札および開札の場所ならびに日時等

#### ア 場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県庁9階 入札室（会議室901）

#### イ 日時

令和7年8月4日（月）午前11時00分

### （3）工事費内訳書の提出方法

工事費内訳書は入札書とともに同封し、提出すること。

（福井県一般競争入札公告共通事項の7および工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認）を参照すること。）

## 8 入札および開札

### （1）入札参加者は、入札公告および入札説明書ならびに福井県財務規則を熟読し、「17その他」に記載する入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 入札金額（記載金額は日本国通貨に限る。）

イ 入札に付する業務の名称

ウ 入札者本人の所在地、氏名（法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の職・氏名）および代表者印の押印

(3) 入札参加者は代理人をして入札させるとときは、委任状（様式3）を提出しなければならない。また、この場合、必ず入札書に代理人名を記載し押印すること。

(4) 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わずに入札書の書換え、または入札の取り消しをすることはできない。

(5) 開札は、入札参加者または入札代理人を立ち会わせて行う。入札参加者または入札代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

## 9 入札保証金に関する事項

### (1) 入札保証金の免除

入札参加者が、次の場合に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が、損害保険会社との間に本協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 福井県財務規則に基づき競争入札参加の資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

### (2) 入札保証金の納付

前号の規定による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積もった金額（入札書記載価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額）に対する100分の5以上の入札保証金を、令和7年8月4日（月）午前9時から10時30分までに、本協議会に納入しなければならない。納入方法については該当者に対して本協議会から別途連絡することとする。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

### (3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 政府の保証のある債券

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組合、その他貯金の受け入れを行なう組合が振出しまたは支払保証をした小切手

## エ 日本銀行が適格担保として認める社債

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格（日本証券業協会が発表する当該入札日前1週間程度における市場価格）の8割に相当する金額とする。

### 1.0 入札の無効に関する事項

「1.7 その他」に記載する一般競争入札公告共通事項第9の規定に該当する入札、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、資格審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札、入札書の金額と入札内訳書の合計金額が相違した入札および入札説明書等に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 1.1 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。

### 1.2 落札候補者の決定に関する事項

- (1) この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 前号の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。
- (3) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせて落札候補者を決定する。

### 1.3 落札候補者の入札参加資格に関する事後審査および落札者の決定に関する事項

- (1) 入札後に入札参加資格確認申請書等提出依頼を受けた落札候補者は、令和7年8月5日(火)12時までに、次の書類を入札等に関する事務を担当する4(2)の部局に提出すること。

なお、書類の作成は入札説明書とともに交付する様式を使用すること。

- ア 入札参加資格確認申請書（様式4）
- イ 同種同程度の工事の施工実績（様式4-2）
- ウ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等（様式4-3）  
※監理技術者等の資格を確認するための資料（資格者証の写等）  
※自社と3か月以上の雇用関係を確認するための資料（健康保険証の写等）  
※監理技術者等の施工経験は問わない。
- エ 経営業務管理責任者および営業所の専任技術者の一覧表（様式4-4）
- オ 誓約書（様式4-5）  
※この入札の審査基準日（この入札において入札書を提出する時点）において、この工事に配置できないものを監理技術者として申請する場合
- カ 誓約書（様式4-6）

- (2) 落札候補者から提出のあった書類を審査し、入札参加資格があると認める場合は当該落札候補者を落札者とし、その者に通知する。
- (3) 落札候補者が提出期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しないとき、または審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないと認める場合は、その者の入札を無効とし通知する。この場合には、当該落札候補者の次に低い価格で入札した者を落札候補者とし、入札参加資格があることの確認ができるまで、同様の手続を行うものとする。
- (4) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明
  - ア 入札参加不適格の通知を受けた者は、その理由について、書面にて説明を求めることができる。
  - イ アにより説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して2日以内に本協議会に到着させるものとする。
  - ウ 提出場所は4（2）と同じとする。
  - エ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

#### 1 4 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額に対する消費税および地方消費税の額を加算した額とする。

#### 1 5 契約保証金に関する事項

落札者は、落札額（入札書記載価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額）に対する100分の10以上の契約保証金を令和7年8月19日（火）16時までに、本協議会に納入しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

- (1) 落札者が、保険会社との間に本協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。
- (2) 落札者が保険会社および契約の相手方から委託を受けた銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の財務大臣の指定する金融機関との間に本協議会を債権者とする工事履行保証契約を締結し、当該保証証券を提供したとき。

#### 1 6 支払条件

前払金額は、福井県工事請負契約約款に定める範囲内の額とする。

#### 1 7 その他

- (1) 入札参加者は、以下アの契約約款、および福井県が定めるイからクまでの要領等を熟

読の上、これらを遵守すること。ただし、電子入札は行わず、紙入札を実施するため、以下の要領等の電子入札に係るくだりはこれに依らないものとする。

- ア 福井県工事請負契約約款
- イ 一般競争入札実施要領
- ウ 一般競争入札（事後審査）実施要領
- エ 一般競争入札公告共通事項
- オ 最低制限価格制度実施要領
- カ 工事入札心得
- キ 工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認）
- ク 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱

(2) (1) の要領等は、下記ホームページに掲載されているので、確認すること。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/mitoosi.html>

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kakusyunsatsuhoushikiindex.html>

(3) 入札に関して不明な点や疑問点等があれば、入札等に関する事務を担当する4(2)の部局に問い合わせること。